○伊豆市高齢者の居場所づくり推進事業補助金交付要綱

平成27年４月１日告示第69号

改正

平成29年３月24日告示第42号

令和３年３月31日告示第78号

令和５年４月28日告示第93号

伊豆市高齢者の居場所づくり推進事業補助金交付要綱

（目的）

第１条　この告示は、高齢者が住み慣れた地域で健康でいきいきとした生活をおくることができるよう、自由に集い、交流することを通じて、高齢者の孤立や閉じこもり等を防止するために、地域の住民や団体が主体となって設置運営する身近な高齢者の居場所を確保し、心身の健康維持及び要介護状態の予防並びに地域内での支え合い体制の確立を支援することを目的とし、当該居場所を設置及び運営する団体等に対し補助金を交付するものとし、その交付に関しては、伊豆市補助金等交付規則（平成16年伊豆市規則第42号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

（定義）

第２条　この告示において「居場所」とは、地域の集会場や空き家、商店街の空き店舗等、この告示による助成を受ける団体等が伊豆市内に占有できる建物等のスペースで、高齢者同士又は高齢者と各世代間との交流を図るために自由に集える場をいう。ただし、介護保険法（平成９年法律第123号）第115条の45第１項第１号ロの第１号通所事業により実施する通所型サービスによる住民主体の通所事業サービスを除くものとする。

（補助対象者）

第３条　補助金の対象者は、前条に掲げる居場所を設置及び運営をする団体又は個人とする。

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項に該当すると認められる場合は、補助対象者としない。

(１)　社会福祉法人、公益財団法人、介護サービス事業者等の法人格を有している団体

(２)　特定の活動に限定されたクラブ活動のみを実施する団体又は個人

(３)　参加者が負担金を支払わなければ参加できない事業のみを実施する団体又は個人

３　第１項の規定にかかわらず、この告示による補助金の交付を受けた年度から５年を経過したものは、補助対象者としない。ただし、当該補助対象の居場所以外に新たに居場所を設置した者及び活動状況等を勘案しこの規定を適用しないことが適当であると市長が認めた者については、この限りでない。

（補助対象事業）

第４条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表１の左欄の区分ごとの要件を全て満たす事業とする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる事業は、補助対象事業としない。

　（１）　営利を目的とする事業

　（２）　特定の趣味の集まり等の参加者が限定される事業

　（３）　政治活動又は宗教活動を目的とする事業

　（４）　法令又は公序良俗に反する事業

　（５）　市の委託契約に基づき実施する事業

　（６）　暴力団又は暴力団員の統制下にある事業

（補助金の額等）

第５条　補助対象経費及び補助金の額は、別表２のとおりとする。

２　前項の規定にかかわらず、他の補助制度による収入がある場合、居場所の運営経費に対する補助額は、補助対象経費から他の補助制度による補助額その他の収入額を差し引いた額と上限額のいずれか少ない額とする。

３　前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者は、高齢者居場所づくり推進事業補助金申請書（様式第１号）を次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(１)　高齢者居場所づくり　全体計画書（変更）（様式第２号）

(２)　活動の内容がわかるチラシ等

(３)　収支予算・報告書（様式第３号）

(４)　前３号に掲げる書類のほか、市長が必要と認める書類

２　前項の申請書類は当該年度の５月末日までに提出すること。ただし、居場所を当該年度に初めて設置運営する場合は、市長が認めた日とする。

（交付の決定）

第７条　市長は補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査並びに生活支援コーディネーター（伊豆市生活支援コーディネーター設置実施要綱（平成27年告示第66号）第２条第１項の生活支援コーディネーターをいう。以下同じ。）及び協議体（伊豆市生活支援・介護予防サービス協議体設置要綱（平成27年伊豆市告示第67号）第２条第１項の協議体をいう。以下同じ。）から意見を聴取し、必要に応じて行う現地調査等により、交付すべきであると認めたときは、速やかに補助金の交付を決定するものとする。

（交付の条件）

第８条　市長は、補助金の交付を決定する場合において、次に掲げる条件を付するものとする。

(１)　第６条に掲げる書類に記載した事項を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更と市長が認める場合は、この限りでない。

(２)　事業を中止し、又は廃止する場合は、速やかに高齢者居場所づくり（廃止・休止）届出書（様式第４号）を市長に提出しなければならない。

(３)　事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（決定の通知）

第９条　市長は、補助金の交付の決定をしたときは、高齢者居場所づくり推進事業補助金交付決定通知（様式第５号）により速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を補助金の交付の申請をした者に通知しなければならない。

２　交付決定の対象期間は、決定の行われた当該年度に限るものとし、翌年度も継続して補助金の交付を受けようとする場合は、第６条の規定により交付申請を行うものとする。

（変更承認の申請）

第10条　第８条第１項第１号の変更の承認は、高齢者居場所づくり推進事業補助金交付変更承認申請書（様式第６号）を次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(１)　高齢者居場所づくり　全体計画書（様式第２号）

(２)　収支予算・報告書（様式第３号）

(３)　前２号に掲げる書類のほか、市長が必要と認める書類

（実績報告）

第11条　補助金の交付決定を受けた者は、当該事業が完了したときは、速やかに事業の成果を記載した実績報告書（様式第７号）を事業完了の日から30日以内又は補助金の決定のあった日の属する年度の末日までのいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

２　前項の実績報告書を提出する者は、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(１)　高齢者居場所づくり実施報告書（様式第８号）

(２)　収支予算・報告書（様式第３号）

(３)　補助対象経費に係る契約書、納品書、請求書、領収書等の写し（購入した日時、購入先、

品名、単価、数量等が分かるものが望ましい。）

(４)　前３号に掲げる書類のほか、市長が必要と認める書類

（交付の確定等）

第12条　市長は前条の実績報告を受けた場合においては、書類の審査並びに生活支援コーディネーター及び協議体からの意見を聴取し、必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、高齢者居場所づくり推進事業補助金交付確定通知書（様式第９号）により通知するものとする。

（補助金の支払）

第13条　前条の補助金の交付確定を受けた者は、高齢者居場所づくり推進事業補助金（概算払い）請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、事業の目的を達成するために、必要があると市長が認めるときは、交付決定額の10分の８の額を限度として、高齢者居場所づくり推進事業補助金（概算払い）請求書（様式第10号）により補助金を概算払いすることができる。

（補助金の返還）

第14条　この告示による補助金の交付が決定した補助対象者であっても、次の各号のいずれかにに該当すると認められる場合は、市長はその決定を取消し、又は返還を求めることができる。

(１)　第３条第２項に掲げる事項に該当すると認められる場合

(２)　第４条各項に規定する補助要件を満たさないと認められる場合

(３)　第６条各項の規定により提出された計画が、その達成が不可能又は著しく困難と認められる場合

(４)　前各号に掲げる場合のほか、この補助金の目的又は趣旨にそぐわないと認められる場合

（補助事業の経理等）

第15条　補助金の交付を受けた者は、補助事業についての会計帳簿を備え、他の経理と区分して事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

２　補助金の交付を受けた者は、前項の会計帳簿とともに領収書等の関係書類を、補助事業の完了した日の属する年度の終了後５年間、保存しなければならない。

（その他）

第16条　この告示に定めるもののほか、補助事業の実施に必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附　則

この告示は、公示の日から施行する。

附　則（平成29年３月24日告示第42号）

改正

令和３年３月31日告示第78号

この告示は、公示の日から施行し、平成28年度の補助金分から適用する。

附　則（令和３年３月31日告示第78号）

この告示は、令和３年４月１日から施行する。

　　附　則（令和５年４月28日告示第93号）

この告示は、公示の日から施行する。

別表１（第４条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 開催回数 | ・居場所の開催頻度の基準は、原則、月２回以上の開催とする。・居場所の開催時間の基準は、1回２時間以上の開催とする。 |
| 参加者の受け入れ体制 | ・居場所の利用対象者は地域に在住する高齢者とし、その活動の内容に応じて障害者、子育て中の親、その子ども等、幅広い世代の市民を対象とする。 |
| 活動内容 | ・居場所における活動内容は、参加者の実情に応じた多様な活動とする。ただし、特定の活動に限定されたクラブ活動は認めない。 |
| 開催場所 | ・居場所の開設場所は、公民館、公共施設、個人宅、空き家、空き店舗等であって継続して開催が可能な場所とする。 |
| スタッフの配置 | ・居場所の開設時には、原則１人以上のスタッフ（ボランティアを含む。）が従事する。 |
| 活動記録 | ・居場所の主催者は、その活動の内容を明らかにするため、次に掲げる事項を日誌等に記録する。(１)開設日時(２)従事したスタッフ(ボランティア)の氏名(３)利用者の氏名(４)活動内容(５)金銭の収支状況・居場所の主催者は、その活動に係る別表２に該当する補助対象経費についての契約書、納品書、請求書、領収書を保管する。 |
| 安全管理・衛生管理 | ・居場所の主催者は、その開設時には、利用者の安全に十分配慮する。・居場所の主催者は、食事等を提供する場合、衛生面に十分配慮する。 |
| その他 | ・居場所の主催者は、その運営に当たっては、利用者から無理のない範囲で負担金を徴収するなど、自主財源の確保について努力する。・居場所の主催者は、その運営に当たっては、関係機関、団体等と積極的な連携を図り、その活性化について努力するものとする。 |

別表２（第５条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助金の区分 | 補助対象経費 | 補助金の額 |
| １　居場所の設置に係る経費 | 〇事業の立ち上げに必要な経費（消耗品費、修繕費、備品購入費等）〇周知に係る経費　（印刷製本費等）〇その他居場所の設置時に市長が必要と認める経費※設置経費の補助は設置年度に限る。 | ・下記のうちいずれか少ない額①補助対象経費に要した金額②補助上限額10万円 |
| ２　居場所の運営経費 | 〇計画に則った活動に係る経費及び活動を維持・継続するための経費（消耗品費、講師料、光熱水費、通信運搬費、保険料、修繕費、備品購入費、印刷製本費等）〇その他居場所の運営時に市長が必要と認める経費 | ・下記のうちのいずれか少ない額①補助対象経費に要した額から利用者負担等の収入を控除して得た額②開催回数に1,200円を乗じた額③補助上限額6万円 |
| ３　居場所の賃借料（家賃） | 〇活動場所を確保するために係る経費（借家、レンタルスペース、公民館等の会場使用料・賃借料） | ・下記のうちのいずれか少ない額①補助対象経費に要した金額②一月あたりの補助上限額１万円 |
| ●上記の補助対象にならないもの・活動内容、目的又は趣旨にそぐわないもの・購入したものを補助金の交付を受ける者以外が使用するまたは共有して使用するもの（利用状況に応じて按分している場合は適応）　　・店舗での飲食など居場所としての活動でないもの |

様式第１号（第６条関係）

高齢者居場所づくり推進事業補助金交付申請書

　　年　　月　　日

伊豆市長　様

居場所の名称

代表者の氏名

　　年度高齢者居場所づくり推進事業補助金の交付を受けたいので、伊豆市高齢者の居場所づくり推進事業補助金交付要綱第６条の規定により次のとおり申請します。

記

申請金額　　　金　　　　　　　　　　　　　　円

　　　※添付書類

　⑴　高齢者居場所づくり　全体計画書（[様式第２号](http://www.city.kazuno.akita.jp/reiki/424902400072000000MH/424902400072000000MH/424902400072000000MH_j.html#JUMP_SEQ_79)）

　⑵　活動の内容が分かるチラシ等

　⑶　収支予算・報告書（[様式第３号](http://www.city.kazuno.akita.jp/reiki/424902400072000000MH/424902400072000000MH/424902400072000000MH_j.html#JUMP_SEQ_81)）

　⑷　その他市長が必要と認める書類

様式第２号（第６条,10条関係）

高齢者居場所づくり　全体計画書

|  |  |
| --- | --- |
| ①居場所の名称 |  |
| ②主催者 | ・団体名・役職・氏名・住所　　〒　　　　－　　　　　　　　　　　　　　・電話番号　　　　　　　　－　　　－　　　　　　 |
| ③スタッフ（固定している場合は氏名も） |  |
| ④実施場所 | 公民館等・個人所有・借用物件（いずれかに○）・住所・名称借用物件の場合　　所有者　 |
| ⑤活動地域の範囲 |  |
| ⑥基本的な活動内容 | ・実施日（定例）・実施時間（基本）　　　　　：　　　　～　　　　：　　　　・参加者（予定）　　約　　　　　人※一回あたり・年間実施回数（予定）　　延べ　　　　　回 |
| ⑦居場所での取り組み（参加者が取り組む内容） |  |

様式第３号（第６,10,11条関係）

収支予算・報告書

居場所の名称

代表者の氏名

【収入】

|  |  |
| --- | --- |
| 分　類 | 収入額 |
| 居場所づくり推進事業補助金 | 円　 |
| 参加費、会費、団体負担等 | 円　 |
| 計 | 円　 |

【支出】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 設置 | 運営 | 分　類 | 内　訳 | 支出額 |
|  |  |  |  | 円　 |
|  |  |  |  | 円　 |
|  |  |  |  | 円　 |
|  |  |  |  | 円　 |
|  |  |  |  | 円　 |
|  |  |  |  | 円　 |
|  |  |  |  | 円　 |
|  |  |  |  | 円　 |
|  |  |  |  | 円　 |
|  |  |  |  | 円　 |
|  |  |  |  | 円　 |
|  |  |  |  | 円　 |
|  |  |  |  | 円　 |
|  |  |  |  | 円　 |
|  |  |  |  | 円　 |
| 計 | 円　 |

賃借料

|  |  |
| --- | --- |
| 内　訳 | 支出額 |
|  | 円　 |
| 計 | 円　 |

※必要に応じて行を追加・削除して使用すること。

|  |  |
| --- | --- |
| 収　 入　 額 | 円　 |
| 支　 出 　額 | 円　 |
| 収入支出差引額 | 円　 |

様式第４号（第８条関係）

高齢者居場所づくり（廃止・休止）届出書

　　年　　月　　日

　伊豆市長　様

居場所の名称

代表者の氏名

　　年　　月　　日付け高齢者居場所づくり推進事業補助金の交付決定した事業について、下記のとおり、廃止（休止）したいので、伊豆市高齢者の居場所づくり推進事業補助金交付要綱第８条の規定により届出します。

記

１　廃止日又は休止の期間

　　２　廃止又は休止の理由

様式第５号（第９条関係）

高齢者居場所づくり推進事業補助金交付決定通知書

　　年　　月　　日

　様

伊豆市長

　　年　　月　　日付け高齢者居場所づくり推進事業補助金の交付申請について、下記のとおり、決定したので、伊豆市高齢者の居場所づくり推進事業補助金交付要綱第９条の規定により通知します。

記

　１．補助金交付申請額　　　金　　　　　　　　　　　　　　　円

　２．補助金交付決定額　　　金　　　　　　　　　　　　　　　円

　３．条件等

様式第６号（第10条関係）

高齢者居場所づくり推進事業補助金交付変更承認申請書

　　年　　月　　日

伊豆市長　様

居場所の名称

代表者の氏名

　　年　　月　　日付で交付決定を受けた高齢者居場所づくり推進事業補助金の事業内容の変更が生じたため、伊豆市高齢者の居場所づくり推進事業補助金交付要綱第10条の規定により次のとおり変更の承認の申請をします。

記

　１．当初交付申請金額　　　金　　　　　　　　　　　　　　　円

　２．変更交付申請金額　　　金　　　　　　　　　　　　　　　円

　３．変　更　理　由

　４．変　更　事　項

　　　※添付書類

　⑴　高齢者居場所づくり　全体計画書（[様式第２号](http://www.city.kazuno.akita.jp/reiki/424902400072000000MH/424902400072000000MH/424902400072000000MH_j.html#JUMP_SEQ_79)）

　⑵　収支予算・報告書（様式第３号）

　⑶　その他市長が必要と認める書類

様式第７号（第11条関係）

実績報告書

　　年　　月　　日

伊豆市長　様

居場所の名称

代表者の氏名

　　年　　月　　日付で交付決定を受けた高齢者居場所づくり推進事業補助金の交付について、事業が終了したので伊豆市高齢者の居場所づくり推進事業補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添付し報告いたします。

記

　１．補助金交付申請額　　　金　　　　　　　　　　　　　　　円

　２．補助金交付決定額　　　金　　　　　　　　　　　　　　　円

　３．事業実績額　　 金　　　　　　　　　　　　　　　円

　４．添付書類

　　　　　⑴　高齢者居場所づくり実施報告書（様式第８号）

　　　　　⑵　収支予算・報告書（様式第３号）

　　　　　⑶　収支報告に係る領収書の写し

　　　　　⑷　その他市長が必要と認める書類

様式第８号（第11条関係）

高齢者居場所づくり実施報告書（　　　　　年度）

居場所の名称

代表者の氏名

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 月 | 日 | 時間 | 実施内容 | 参加人数 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

※用紙が不足する場合は、適宜追加してください。

様式第９号（第12条関係）

高齢者居場所づくり推進事業補助金交付確定通知書

　　年　　月　　日

　様

伊豆市長

　　年　　月　　日付で実績報告のあった事業について、伊豆市高齢者の居場所づくり推進事業補助金交付要綱第12条の規定により補助金の確定をしたので通知します。

記

　１．交付申請額　　　金　　　　　　　　　　　　　　　円

　２．交付決定額　　　金　　　　　　　　　　　　　　　円

　３．交付確定額　　　金　　　　　　　　　　　　　　　円

様式第10号（第13条関係）

高齢者居場所づくり推進事業補助金（概算払い）請求書

　　年　　月　　日

伊豆市長　　　　様

居場所の名称

代表者の氏名

　　年　　月　　日付で交付の（決定・確定）を受けた、高齢者居場所づくり推進事業補助金の交付を受けたいので、伊豆市高齢者の居場所づくり推進事業補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり請求します。

記

　１　交付確定（決定）額　　　　　　　　　　　　　　　円

　２　概　算　受　領　額　　　　　　　　　　　　　　　円

　３　今　回　請　求　額　　　　　　　　　　　　　　　円

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 振込金融機関 | 金融機関名 |  |
| 支店名 |  |
| 口座種別 |  |
| 口座番号 |  |
| （フリガナ）口座名義 |  |
|  |